

令和元年8月28日

令和元年8月22日

社会保障審議会介護保険部会
介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会
委員長 野口 晴子 殿

公益社団法人全国有料老人ホーム協会

理事長 中澤 俊勝



「介護分野の文書に係る負担軽減」に関する意見

有料老人ホーム事業者が行う介護保険指定事業には、特定施設入居者生活介護のほか各種の居宅サービスがありますが、事業者は深刻な人材不足の中にあっても、ご利用者の安心と安全を守るため日々努力を重ねております。

特に、介護保険に関する文書の作成につきましては、現場の事務負担が大きく、文書量の削減や国における様式の標準化等を推進していただくことができれば、その負担は低減されます。

さらに、地方自体内の部局間で書類の共有データベース化を図り、事業者が当該データベース内で文書の変更や更新を図ることができれば、事業者、指定権者双方の事務負担は大幅に低減することが可能になると思料します。

以下、意見を申し述べますので、必要な見直しをお図りいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 指定申請関連文書についての意見

(1) 指定申請・変更・更新時の書類の簡素化をお願いします。

○指定申請等に要する資料はすべて電子申請できるようにしていただきたい。

○指定申請時、添付書類の資格証の「原本証明」が必要な指定権者とそうでない指定権者があり、どちらかに統一すべきである。

○「誓約書」について、指定事業ごとに○印を付す欄を設ける必要はなく、「指定サービスにおける違反歴等がない」旨を誓約するだけでよい。

○「登記簿謄本」について、役員変更後登記までには2～3週間程度要するが、介護保険法による変更届出期限は変更後10日以内となっている。この場合、変更後登記簿の添付は間に合わないため、結果として「遅延理由書」と併せて登記簿を再送する形となる。二度手間を前提とした書類提出は廃止すべきである。

○「勤務表」について、事業所が使用している書式の内容を、指定権者の所定様式に記載し直す手間が負担である。要件を満たしていれば独自の勤務表でよとすべきである。

○従業員の「写真」は、1名ずつの撮影も可、かつ、過去の申請時に撮影したものを再使用できるようにすべきである。

○「役員変更」に関する届出書類が指定権者によって異なっているので共通化していただきたい。また、「役員名簿」の住所、電話番号等の記載事項は不要と考えられる。

○変更届について、法人関係の書類（管理者以外の法人役員交代に伴う変更届・誓約書等）は、法人として提

出するか法人の登記内容の変更のみで良しとし、変更届自体を提出不要とすることでよいのではないか。

- 指定更新時、前回の更新時から変更がない書類の提出は必要ないとする。変更事項は先に変更届にて指定権者が把握されているものである。

(2) 複数事業を行う、または広域で事業展開する事業者の負担軽減をお願いします。

- 届出が必要な書類が指定権者ごとに異なるため、国において書式、必要添付書類を共通化すべきである。
- 複数事業所を運営している場合に、法人に関する変更届を事業所単位で作成することを必須としている指定権者があるが、変更届は1枚とし、事業所一覧表を添付することとして一括での届出ができるようにすべきである。

2. 報酬請求関連文書についての意見

- 処遇改善加算に関して、指定権者ごとの加算申請、実績に係る文書の様式統一と、添付書類の統一が必要である。

3. 指導監督関連文書についての意見

- 同時期に同一法人の複数事業所に指導監査を行う場合は、重複する書類(法人関係、登記簿謄本等)の提出は各1部にしていきたい。
- 有料老人ホーム所管部局への経営状況報告で毎年決算関連情報を提供しているにも関わらず、介護保険実地指導のたびに同一の書類提出を求めることは非効率的であり、部局間の連携で入手すべきである。
- 実地指導の際の提出書類について、例えば、別途で年に1回自治体に提出している「重要事項説明書」などを再提出する必要はなく、部局間で調整し、保存文書をコピーすれば済むのではないか。
- 賃金台帳、社会保険料等の控除書類等 就業規則・給与規程等(労働基準監督署の受付印のあるもの)、36 協定(時間外・休日労働協定)、届出書(労働基準監督署の受付印のあるもの)、24 条(賃金からの法定外控除関係)協定書、消防立入検査結果通知書、回答書、消防用設備等点検記録及び結果報告書、消防設備・警報設備・避難設備・電気設備保守点検簿、などについて。これらは、介護保険部局が直接所管部局から取り寄せればよいのではないか。

以上